

住まいにお困りの方にも
安心して貸すことができる
「**居住サポート住宅**」を活用しませんか？



ポイント
01

安心して住宅を提供し、スムーズに福祉サービス
につなぐことができる仕組みです

ポイント
02

居住サポート住宅の認定を受けることで、
補助金等の支援制度を活用することができます

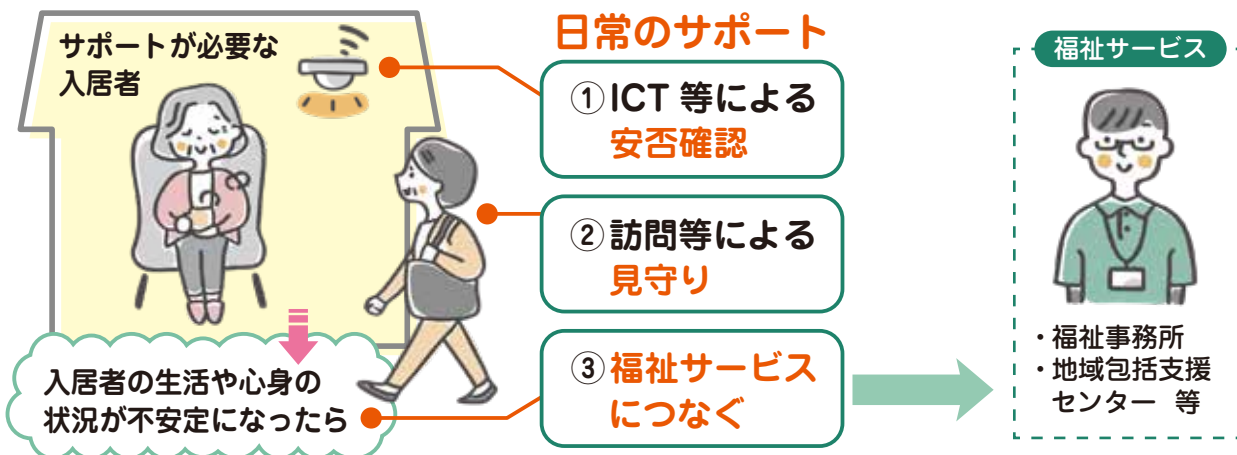
こんな不安・課題はありませんか？



居住サポート住宅で、できること

居住サポート住宅とは

大家さんと居住支援法人等が連携し、入居者の状況等に応じて必要なサポートを行う住宅です。



こんな方が利用できます

居住サポート住宅には、「専用住宅」と「非専用住宅」の2種類があります。

専用住宅には、安否確認・見守り・福祉サービスへのつながりの全てが必要な方(要援助者)のみが入居可能です。居住支援法人等がこれらのサポートを提供します。

専用住宅 (要援助者のみ入居可)



- ① 安否確認
- ② 見守り
- ③ 福祉サービスへのつながり

すべて提供

非専用住宅 (要援助者以外も広く入居可)



安否確認だけ提供



サポートなし

居住サポート住宅に活用可能な支援

様々な支援制度等を設けています

補 助	補助対象	補助率等
改修費に係る補助	耐震・バリアフリー改修 等	国直接補助 ^{※1} ：1/3（国費限度額：50 万円/ 戸） 地方自治体を通じた補助 ^{※2} 国 1/3 + 地方 1/3（国費限度額：50 万円/ 戸）等
家賃低廉化補助	原則月収 15.8 万円以下の世帯 等	地方自治体を通じた補助 ^{※2} 国 1/2 + 地方 1/2（国費限度額：2 万円/ 戸・月）等
家賃債務保証等の低廉化に係る補助	原則月収 15.8 万円以下の世帯 等	地方自治体を通じた補助 ^{※2} 国 1/2 + 地方 1/2（国費限度額：3 万円/ 戸・月）等
住替えに係る補助	原則月収 15.8 万円以下の世帯 等	地方自治体を通じた補助 ^{※2} 国 1/2 + 地方 1/2（国費限度額：5 万円/ 戸・月）等

※1 「国直接補助」については、右記のQRコードより詳細をご覧ください。

※2 「地方自治体を通じた補助」は地方公共団体が補助制度を設けている場合に活用できる補助です。詳細は、地方公共団体にお問い合わせください。

詳しくはこちら→



家賃滞納のリスクを軽減できます

- 認定家賃債務保証業者に認定された家賃債務保証業者は、居住サポート住宅に入居する要配慮者の家賃債務保証を原則断りません。（右記のQRコードより詳細をご覧ください）
- 居住サポート住宅に生活保護受給者が入居する場合、原則として自治体から家主や管理会社等に住居扶助費（家賃）や、生活扶助費（共益費）が代理納付されます。

詳しくはこちら→



「居住サポート住宅」の認定を受けるには

居住サポート住宅の提供に関する「計画」を認定する制度です。
認定を受けるには、専用住宅の戸数や、入居者に提供するサポート、住宅の構造や家賃に関する基準に適合する必要があります。

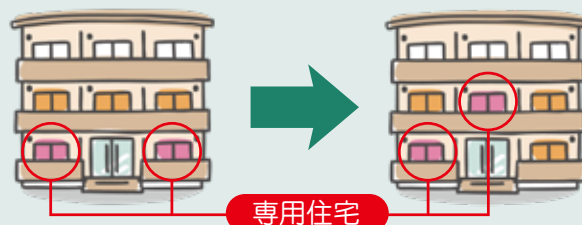
詳しくはこちら→



計画全体に関する基準	○専用住宅を1戸以上設けること	等
サポートに関する基準	○要援助者に対して、①1日1回以上の安否確認 ②月1回以上の見守り ③福祉サービスへのつなぎを行うこと ○居住サポートの対価が不当に高額でないこと	等
住宅のハードに関する基準	○床面積が18㎡以上であること（既存住宅の場合） ○耐震性を有すること ○台所、便所、浴室等を設置していること	等
家賃の基準	○家賃が近傍同種の賃貸住宅と均衡を失しないこと	等

提供するサポートや専用住宅の位置は柔軟に運用できます

- 要配慮者以外の入居者に対しては、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの提供は必須ではありません。入居者の状況等に応じて個別に必要なサポートを行うことが可能です。
- 専用住宅の位置を固定する必要はありません。
入居状況に応じて位置の変更が可能です。



入居者に応じて専用住宅の位置の変更ができます。



申請の流れ

①連携する大家さん、居住支援法人等を探す

- ・セーフティネット住宅に登録している大家さん
- ・地域で活動する居住支援法人
- ・地域の居住支援協議会に参加している事業者などを確認することが考えられます。

②認定基準のチェック

必要に応じて自治体にお問い合わせください。

③オンライン申請

「居住サポート住宅情報提供システム」から、管轄する自治体に対して申請できます。

市区町村等（福祉事務所設置自治体）が認定します。各自治体の窓口は情報提供システムから確認できます。

認定された計画は、web上に公開されます。



詳しくはこちら→



Q&A

Q どのような単位で申請できますか？

1戸から申請することが可能です。また、同一市区町村内であれば、複数棟の住戸について一つの計画に位置付けることも可能です。

Q 申請はだれが行うのですか？

居住サポート住宅の賃貸人となる者とサポートの提供を行う者が連名で申請します。また、居住サポート住宅の賃貸人となる者がサポートの提供も行う場合は、1者で申請することも可能です。

Q 大家さんや居住支援法人以外も申請できますか？

大家さん、居住支援法人のほか、不動産事業者や、サポートを提供する社会福祉法人・NPO法人などが申請者として想定されます。個人・法人は問いません。

Q 「安否確認」はどのような方法・頻度で行えば良いですか？

要援助者に対しては、1日1回以上の安否確認が必要です。常時作動し24時間以内に異常の有無を検知する通信機器の設置や、訪問・電話等の方法が想定されます。

Q 「見守り」はどのような方法・頻度で行えば良いですか？

要援助者に対しては、月1回以上の見守りが必要です。心身・生活の状況を確認するため、対面訪問やテレビ電話等の方法が想定されます。

Q 「福祉サービスへのつなぎ」は具体的に何をしますか？

見守り等で把握した入居者の心身・生活の状況に応じて、必要な福祉サービスを受けられるよう、つなぎ先の公的機関・民間サービス事業者等の連絡先を入居者に提供し、入居者がつなぎ先に相談したことを確認することが必要です。つなぎ先への同行や、相談・サービス利用の調整等は必須ではありません。